

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、平成29年4月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

平成29年4月1日

高松市長 大 西 秀 人

15(2)イ(ウ)中「（建設工事に係る平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（平成26年高松市告示第915号）別表備考2(1)括弧内又は(2)括弧内の資格を含む。）」を「（建設工事に係る平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（平成28年高松市告示第916号）別表備考2(1)括弧内又は(2)括弧内の資格を含む。）」に改める。